

平成28年分確定申告はお早めに

◆問合せ先 栃木税務署 ☎(22)0885(自動音声案内)

栃木税務署の確定申告会場は  
「**栃木商工会議所大ホール**」です

**2月16日(木)～3月15日(水)**

- 平成28年分の所得税・復興特別所得税の確定申告と納税  
**2月16日(木)～3月15日(水)**
  - 平成28年分の贈与税の申告と納税  
**2月1日(水)～3月15日(水)**
  - 平成28年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告と納税  
**3月31日(金)まで**
- ※還付申告は、**2月16日(木)**以前でも申告書を提出できます



	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
期 日	2月16日(木)～3月15日(水) (土・日は除く)	2月16日(木)～3月10日(金) (土・日は除く)
時 間	9:00～16:00	
会 場	栃木商工会議所大ホール(片柳町2丁目1番46号)	

※申告会場開設期間中は、栃木税務署庁舎での申告相談は行いません。  
 ※申告会場での現金納付窓口業務は行いません。  
 ※確定申告書は、郵便・信書便・税務署の時間外収受箱への投函でも提出できます。  
 ※申告会場の駐車場は混雑します。車での来場はなるべくご遠慮ください。  
 ※申告会場は大変混雑し、長時間お待ちになる場合があります。

**おすすめ 確定申告書等作成コーナー**

ポイント 国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp>「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。

提出方法 書面印刷して送付(〒328-8666 栃木市本町17番7号 栃木税務署) またはe-Taxで送信(事前準備が必要)

平成28年分所得申告参考資料の送付

平成28年中に口座振替や金融機関等で納付した国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の保険料額(年金からの特別徴収分を除く)を1月25日(水)に発送します。申告時に社会保険料控除の資料としてご利用ください。申告をしない場合、特に手続きは必要ありません。

◆問合せ先 本 市民税課 ☎(21)2263

要介護認定者の障害者控除対象者認定書と主治医意見書内容確認書の交付

身体障害者手帳を持っていない人でも、65歳以上で介護認定を受け同程度の障がいがある人は、申告時に「障害者控除対象者認定書」の提示で障害者控除の対象となります。

またおむつ代についても、2年目以降であれば医師から発行される「おむつ使用証明書」に代えて「主治医意見書内容確認書」の提示で医療費控除の対象となります。

交付を希望する方は高齢福祉課または各総合支所市民生活課で申請してください。

- 申請に必要なもの
- ・介護保険証
  - ・印鑑(申告する人と要介護認定者本人のもの)
- ※認定書・確認書は内容を審査し、条件を満たす場合のみ後日郵送します(即日交付はできません)

◆問合せ先 本 高齢福祉課 ☎(21)2253

国民年金保険料の控除証明書

平成28年1月1日から9月30日まで納付した国民年金保険料の控除証明書は、11月上旬に日本年金機構から送付されています。10月1日から12月31日までの間に今年初めて保険料を納付した方には、2月上旬に送付されます。

◆問合せ先 控除証明専用ダイヤル ☎0570-003-004

マイナンバーが必要です

平成28年分以降の所得税・復興特別所得税・贈与税の申告書の提出時には、**マイナンバー(12桁)の記載と本人確認の書類提示 又は 写しの添付が必要です**

本人確認(番号確認・身元確認)の書類

- 例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
  - 例2 通知カード(番号確認)
- +
- 運転免許証、健康保険被保険者証など(身元確認)

※控除対象配偶者や扶養親族の確認は、書類提示・写しの添付は不要



税理士が行う還付申告無料税務相談

所得税の還付申告相談を無料で行います。事前に電話でお申し込みください。

相談日 2月1日(水)  
場 所 栃木支部各会員事務所

※相談内容によっては有料となることもあります。お申込みの際に税理士事務所にご確認ください。

◆問合せ先 関東信越税理士会栃木支部 ☎(24)4861

税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意!

税務署等の職員が、納税のために金融機関の**口座への振り込み**を求めたり、還付金の受け取りのために**ATMの操作**を求めることはありません。**不審な電話などにはご注意ください。**

申告に必要なもの(領収書や証明書などは平成28年中のもの)

収入がわかるもの	源泉徴収票(原本)・・・勤務先が発行
給与所得者	源泉徴収票(原本)・・・日本年金機構などの年金支払者が発行
年金所得者	完成済の収支内訳書(収入や必要経費がわかる帳簿や領収書など)
事業所得者(営業、農業など) 不動産所得者	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の所得申告参考資料(1月25日発送予定)、国民年金保険料控除証明書、その他の社会保険料の支払金額がわかる書類 ※口座振替や年金から特別徴収された国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、差し引かれた本人以外の社会保険料控除とすることはできません
社会保険料控除	生命保険料の控除証明書
生命保険料控除	地震保険料の控除証明書
地震保険料控除	障害者手帳・証明書など
障害者控除	災害に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書
雑損控除	医療費の領収書や医療費の補てん金額がわかる書類 ※明細書は事前に作成してください
医療費控除	寄附金の受領証(原本)など
寄附金控除	
その他	マイナンバーの番号確認、身元確認書類(右記参照) 印鑑(シャチハタ印不可)、申告する人の預貯金口座番号がわかるもの

確定申告書、市県民税申告書、収支内訳書、医療費明細などの申告書類は、1月中旬から用意してあります。早め早めの準備・作成をして、期限内に提出しましょう。